

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則11号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1章の章名を削る。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第6条後段を削る。

第2章及び第3章の章名を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(子育て支援総合センターこどもみらい館総務課)